

## 役場

### 年末年始の役場業務のスケジュール

町役場の業務は、12月27日(土)から新年1月4日(日)まで休みになります。  
証明書などが必要な人は、早めに手続きをしてください。  
また、水道の開閉栓はできませんので、使用開始(停止)予定のある人は、早めに手続きをしてください。

休業中も婚姻届、死亡届や火葬場の予約などは受け付けます。

#### ▼問い合わせ先

総務課 行政管理係  
☎(62)2111  
町民生活課 町民係  
☎(62)2114  
上下水道課 水道管理係  
☎(62)5622

### 年末年始のごみ収集・し尿くみ取り

#### ▼ごみ収集

12月31日(水)から新年1月4日(日)までの5日間は実施しません。ごみリサイクルカレンダーで収集日をご確認ください。

佐藤 明さん(会津若松市)

☎(29)6633

▼開催日時 12月17日(水)、平成27年1月21日(水)  
午後1時～午後3時

▼場所 町役場3階 日本間

▼その他 相談無料・秘密厳守

#### ▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係  
☎(62)2111

## 意見箱

### 皆さんの建設的なご意見をお寄せください

町は、町民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めるため、ご意見やご提案をお寄せいただく町民意見箱「ご意見箱」を設置しています。

より良いまちづくりのため、皆さんの建設的なご意見をお寄せください

#### ▼設置場所

役場庁舎、カメリーナ、学びいな、和みいな(郵送やFAXでも受け付けます)

#### ▼回答方法 広報猪苗代で回答

#### ▼送付・問い合わせ先

総務課 秘書広報係  
☎(62)2111  
FAX(62)5175



## 住民基本台帳の写しの閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況についてお知らせします。(25年11月から26年10月までの1年間。)

#### ◆国または地方公共団体の請求によるもの(法第11条)

閲覧日	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
26年1月30日	自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所 所長 遠藤孝吉	自衛官の募集に伴う広報のため	平成8年4月2日～平成9年4月1日 生まれの男女

#### ◆個人または法人の申し出によるもの(法第11条の2)

閲覧日	申出者の氏名 (法人の場合はその名称及び代表者氏名)	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
26年1月30日	株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山創一 (共同申出者 日本たばこ産業株式会社)	全国たばこ喫煙者率調査	大字山潟の20歳以上の男女
26年2月4日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 (共同申出者 株式会社 インテージリサーチ)	家計消費状況調査	大字磐里の16歳以上の男女
26年4月15日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査	字城南、大字磐里、大字千代田の20歳以上の男女
26年4月22日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 (共同申出者 株式会社 インテージリサーチ)	家計消費状況調査	大字磐里の16歳以上の男女
26年5月15日	株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	旅行・観光消費動向調査	大字磐里、大字千代田の男女
26年6月24日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	第7回メディアに関する全国世論調査	字見祢、字新見祢、字雛草、字弁才天西、字寺後の18歳以上の男女
26年7月31日	株式会社 ITスクエア 代表取締役社長 伊藤則朗	平成26年度福島県政世論調査	大字磐根の15歳以上の男女
26年8月19日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 (共同申出者 株式会社 インテージリサーチ)	家計消費状況調査	大字磐里の16歳以上の男女
26年10月1日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	家庭用塩の消費実態に関する調査	大字磐里の20歳以上の男女

## 水道

### 水道管の凍結や破損を防ぎましょう

水道管の防寒対策はお済みですか。気温が0度以下になると、水道管などが凍結し水が出なくなったり、破損します。

#### ▼水道管を凍らせないために

- ①水抜き栓で管内の水を抜く
- ②水道管に保温材や電熱ヒーターを巻く
- ③蛇口から適量の水を流しておくなどの方法があります。

#### ▼凍って水が出ないとき

#### ▼家庭生ごみ収集

12月30日(火)から新年1月4日(日)までの6日間は実施しません。家庭生ごみ回収カレンダーで収集日をご確認ください。

#### ▼し尿くみ取り

12月27日(土)から新年1月4日(日)までの9日間は実施しません。休みに入る前に業者に依頼してください。依頼先は、ごみリサイクルカレンダーに掲載してありますのでご確認ください。

#### ▼問い合わせ先

町民生活課 環境係  
☎(62)2114

### 平成26年 年末年始水道管修理担当割当表

担当月日	指定給水装置工事事業者	電話番号
26年12月29日	渋谷建設(株)	(64)2425
	(有)会津燃料	(62)3229
	(有)猪苗代工務店	(62)4645
12月30日	大栄工業(有)	(64)2802
	(有)阿部伊三郎商店	(62)3626
	(有)渡部住宅設備機器	(66)2868
12月31日	本間建設	(65)2701
	中善商店	(66)2345
	伊藤配管工業	(62)3018
27年1月1日	宇南山設備	(65)2265
	小椋建設林業(株)	(64)3329
	(有)笠間設備工業	(62)2883
1月2日	(株)五十嵐建設工業	(62)3861
	(有)鈴木設備	(62)3520
1月3日	小熊建設	(64)2508
	金子工業(株)	(64)2151
	佐光設備	(66)4196
	難波設備工業所	(62)2839

## 相談

### 行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員が役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝いをします。

定例相談は毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

#### ▼行政相談委員

宮澤 重正さん(下館)  
☎(66)3995

## 税金

### 家屋の異動があった場合は、必ず届け出を

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の家屋の所有者に対して課税されます。

家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、届け出をお願いします。

#### 家屋を取り壊した場合

取り壊した年は課税されませんが、届け出により翌年からは課税されません。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合  
取り壊した床面積の大小にかかわらず、町税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要となります。合わせて現地確認も行わせていただきます。

#### ○登記されている家屋の場合

該当する家屋の所在地を管轄する法務局で「建物滅失登記」を行う必要があります。登記がなされた場合は、法務局から町へ通知がありますので、町への届け出は必要ありません。

#### 家屋を新築、増築した場合

完成した年の翌年から課税され

れます。

職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや最終的な各部屋の仕上げなどの確認になります。調査および提出書類の説明と記入などで約1時間かかります。

基本的には町税務課が文書や電話などにより調査の日程を決定しますが、連絡をいただければ日程を調整し、現地にお伺いします。

#### 家屋の所有者に変更があった場合

届け出により取得した年の翌年から課税されます。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合  
相続や売買などにより所有者が変更になった場合は、町税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要となります。

所有者の確認を行い、新たな所有者に翌年から課税します。

#### ○登記されている家屋の場合

法務局で「所有権移転登記」を行う必要があります。手続きすると、法務局から町へ通知がありますので、町への届け出は必要ありません。

これらの異動について届け出がない場合、所有者の把握が困難になり、課税に影響する場合があります。

### 年末年始町内医療機関診療予定表(12月26日～1月5日)

医療機関名	日にち 曜日	×：休診 △：標記時間帯のみ診療											
		12/26 金	12/27 土	12/28 日	12/29 月	12/30 火	12/31 水	1/1 木	1/2 金	1/3 土	1/4 日	1/5 月	
浅見クリニック (63) 2200	午前	△13時まで	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	
	午後	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○		
小川医院 (62) 2132	午前	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○		
	午後	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○		
かねこクリニック (72) 0660	午前	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○		
	午後	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○		
野崎医院 (66) 2245	午前	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○		
	午後	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○		
マリアクリニック (66) 2700	午前	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
	午後	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
矢吹医院 (62) 2169	午前	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○		
	午後	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○		
町立病院 (62) 2350	午前	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○		
	午後	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○		

【夜間救急】 会津若松市夜間急病センター 会津若松市山鹿町1-22(謹教コミュニティセンター) ☎(28)1199

年中無休 受付時間 午後6時30分～午後10時30分 診察は午後7時から

ただし、12月30日～1月4日の間は特別な診察時間となります。

(12/30は午後5時～午後10時30分。12/31～1/4は午前10時～午後4時、午後5時～午後10時30分)

登記に関するお問い合わせは、福島地方税務局若松支局(☎(27)1501)またはお近くの司法書士、土地家屋調査士にご相談ください。

また、家屋を新築したときや取り壊したときは、**住宅用地に対する課税標準の特例の変更**(届け出)が必要になる場合があります。

#### ※住宅用地に対する課税標準の特例

「住宅用地」とは、住宅として利用されている家屋の敷地をいいます。

住宅用地については、税負担を特に軽減する必要があるため、その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

特例は次のとおりです。

##### ○小規模住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地  
課税標準額は、土地の決定価格の6分の1

##### ○一般住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超え、住宅の総床面積の10倍までの土地  
課税標準額は、土地の決定価格の3分の1

なお、10倍を超える部分の土地については、住宅用地特例の

## 国保

### 国保限度額適用・減額認定証について

現在交付している限度額適用・減額認定証については、平成27年1月1日から制度が改正されるため、有効期限を「平成26年12月31日」としています。

平成26年8月以降、既に認定証を受領している人については、後日、平成27年1月1日から有効の限度額適用・減額認定証を郵送します。そのため、申請書の再提出は不要です。

限度額適用・減額認定証の申請をしていない人で入院などの予定がある人は、印鑑と保険証を持参の上、国保年金係窓口までお越しください。

#### ▼問い合わせ先

町民生活課 国保年金係  
☎(62)2114

## 掲示板

### 告示

・第71号「債権差押書の公示送達について」(税務課収納係)

適用はありません。

#### ▼問い合わせ先

税務課 賦課係  
☎(62)2113

### 個人住民税の特別徴収義務者を指定します

会津地区管内13市町村と福島県会津地方振興局では、個人住民税の特別徴収を推進するため、平成27年度から、法令の要件に該当する全ての事業主(給与支払者)を特別徴収義務者として一斉に指定します。

特別徴収義務者に指定されると、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を特別徴収(差し引き)し、町に納入していただくようになります。

27年度から指定の対象となる事業主の皆さんには、11月上旬までに特別徴収義務者への指定予告書を送付しておりますので、ご確認をお願いします。

なお、詳しい内容は、福島県会津地方振興局のホームページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01240a/fokuchozu.html>)からご覧いただけます。

#### ▼問い合わせ先

税務課 賦課係  
☎(62)2113

### 公告

・第72号「猪苗代町インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱(保健福祉課健康づくり係)」  
・第73号「債権差押書及び充当通知書の公示送達について」(税務課収納係)  
・第74号「搜索調書の公示送達について」(税務課収納係)  
・第75号「平成26年第6回猪苗代町議会定例会の招集」(総務課行政管係)

・第39号「平成27年度猪苗代町職員(資格免許職)採用候補者試験」(総務課行政管係)  
・第40号「インターネット公売による不動産等の最高価申込者決定について(第2号)」(税務課収納係)

・第41号「農用地利用集積計画の公告」(農業委員会事務局農地係)

・第42号「インターネット公売の公告について(第6号)」(税務課収納係)

・第43号「抑留犬の公告について」(町民生活課環境係)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。それぞれ担当課に問い合わせください。